

企画競争説明書

業務名称：ジブチ国道路維持管理機材運用整備能力向上アドバイザー

案件番号：190053

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年4月3日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年4月3日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に対する事項

- (1) 業務名称：ジブチ国道路維持管理機材運用整備能力向上アドバイザー
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
 - () 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年6月上旬～2020年6月下旬

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。ブ

ロポーナル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーナル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーナル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーナル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（3）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（例：特定の排除者はいません。）

（4）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を認めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することができます）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーナルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年4月10日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年4月15日（月）までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年4月19日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もって下さい。
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もって下さい。
 - a) DJF 1 = 0.621370 円
 - b) US\$ 1 = 110.423000 円
 - c) EUR 1 = 124.409000 円
- 5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／道路管理機材

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 6.00 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

(O) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下の差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格 - 最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5) の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年5月20日（月）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点 *
- ⑤価格点 *

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲

載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調査）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路管理機材整備に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／道路管理機材

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／道路管理機材）】

a) 類似業務経験の分野：道路管理機材整備に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ジブチ及び全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自

社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

（2）外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が國ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表
ジブチ国道路維持管理機材運用整備能力向上アドバイザー

別紙

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(50.00)	
①業務主任者の経験・能力	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者／道路管理機材	(50.00)	()
ア) 類似業務の経験	20.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	
ウ) 語学力	8.00	
エ) 業務主任者等としての経験	10.00	
オ) その他学位、資格等	7.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	
(2) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第3 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ジブチ共和国は人口約89万人（IMF、2015）を抱え、紅海の入り口であるアデン湾に面した地政学上重要な国である。近年10%の経済成長を続けるエチオピアを後背地におくジブチ港の港湾収入は当国財政を支え、ジブチ回廊の起点ともなっており、政治的安定性もあり地域のゲートウェイとしての機能を果たしている。

ジブチ政府は国家開発計画である「ジブチビジョン2035」（以下、「Vision 2035」という。）において当国を「紅海の灯台：アフリカの商業・物流ハブ」とする目標を掲げている。Vision 2035の実施戦略である5か年計画「成長加速化と雇用促進戦略（2015-2019）」（以下、「SCAPE」という。）においても経済インフラ整備を4本柱の一つとして掲げている。

道路はジブチにおいて基幹となる運輸交通インフラであり、国道は全長1,806kmに及ぶがその舗装率は43%に過ぎない（2018年4月）。回廊開発の視点も含めた経済成長に資するインフラとして、また国内の人及び物の移動の活性化のため舗装率の向上と道路状況の改善に向けた道路改修・拡張がSCAPEにおいて重要戦略とされている。

近年、通行量増加により、幹線道路の路面状況は、急速に悪化しているが、小型の道路整備機材の不足により、都市内道路の整備が不十分であり、都市交通を悪化させている。

一方、設備運輸省道路局(Agence Djiboutienne de la Route Ministère de l'Equipement et des Transports、以下「ADR」という)では、同局が所有する道路管理機材は老朽化が著しく、機材を買い替える予算も不足している状況であったことから、我が国に無償資金協力「道路管理機材整備計画」（2015年）が要請され、ブルドーザー、油圧ショベル、アスファルトプラントなど多様な道路管理機材を調達した。

今後、無償資金協力にて調達した道路管理機材が効率的に運用・管理されるためには、同無償資金協力にて調達した道路管理機材管理データベース（以下「データベース」という）を用いて、道路管理機材の稼働状況や運転時間等を管理し、適切なメンテナンス時期やスペアパーツ交換時期を割り出すことが必要となる。また、道路管理機材の定期整備、異常時における故障診断と修繕を確実に実施するためには、同無償資金協力にて調達した移動整備車やオルタネータ・スタータ試験機等の効果的な活用やこれらを長期運用するための保守・点検手法の習得が必要となる。特にアスファルトプラントにおいてはディキル整備工場にしか設置されておらず、整備対象道路との距離に応じ、実際の工事に合わせた稼働計画の立案が必要とされる。

無償資金協力では運転指導と維持管理手法の技術移転としてソフトコンポーネントを実施した（2017年8月～2018年5月）が、前述の道路管理機材の運用管理にかかるコンポーネントは含まれておらず、実際の道路整備計画に基づいた日常的な道路管理機材の運用管理や定期整備、異常時における故障診断と修繕への対応に関して課題が残っている。

よって、無償資金協力により調達した道路管理機材が効率的に運用されるために、アスファルトプラントを含む道路管理機材の運用管理及び整備にかかる一層の技術移転が必要とされている。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

効果的な道路管理機材の運用を通して、道路状況が改善される

(2) プロジェクト目標

無償資金協力にて調達した道路管理機材の運用状況が向上する

(3) 期待される成果

アスファルトプラントを含む道路管理機材の運用管理及び点検整備にかかる能力が向上する

(4) 活動の概要

1. 無償資金協力にて調達・整備した道路管理機材管理データベースを活用し、実際の道路整備計画に合わせた道路管理機材の運用能力向上のための技術移転を実施する。
2. 道路管理機材管理データベースを用いた道路管理機材の維持管理サイクルやスペアパーツ調達時期等の計画立案・実施にかかる運用能力向上のための技術移転を実施する。
3. 無償資金協力にて調達した移動整備車やオルタネータ・スタータ試験機を用いて、アスファルトプラントを含む道路管理機材の点検・診断・整備等にかかる運用能力向上のための技術移転を実施する。
4. 道路整備に合わせたアスファルトプラント稼働計画の立案・実施に係る運用能力向上のための技術移転を実施する

(5) 対象地域

ADR管轄下の整備工場3か所（バルバラ、ディキル、タジュラ）

(6) 関係官庁・機関

設備運輸省道路局 (Agence Djiboutienne de la Route Ministère de l'Equipement et des Transports : ADR)

3. 業務の目的

「道路維持管理機材運用整備能力向上アドバイザー」に関し、当該プロジェクトに係る業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

- (1) 本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。

また、コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がジブチ側関係者の能力向上であることに留意し、「5. 実施方針及び留意事項」に十分配慮

して業務を実施することが求められる。

コンサルタントは本業務の進捗に応じて「7. 報告書等」に示す報告書等を作成し、ジブチ側関係者に説明・協議の上提出する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) ジブチ側のプロジェクト管理体制

実施機関である ADR は、プロジェクトマネージャー及び 3 つの整備工場のマネージャー及び全工場の機材オペレーターをカウンターパート（以下「C/P」という）として配置予定である。2018年10月28日付けで「Décret N° 2018-319/PR/MET accordant la gestion exclusive du réseau des corridors routiers à la société Djibouti Ports Corridor Road SA (Djibouti Ports Corridor Road SA)に対する回廊道路の一体的運用権限の付与係る大統領令 2018-319)」という大統領令が発令されている。同令の第二項には国道 1 号線、2 号線、5 号線、9 号線、11 号線、17 号線及び 19 号線の計画、整備、資金調達、運用、管理を Djibouti Ports Corridor Road SA が行う旨記載されているが、いまだ ADR 管轄のままである。今後、管理者が変更になる可能性があることから、その場合は遅滞なく JICA へ報告すること。

(2) 通訳と技術基準の翻訳について

プロジェクト実施にあたっては、通訳の配置（英仏）を認める。配置に必要な経費は見積に含めること。

(3) オフィススペースについて

プロジェクトチームの執務スペース・基礎的なオフィス家具は、本プロジェクト開始までに ADR 本部の建物内に用意される予定である。

(4) C/P のオーナーシップの確保

本プロジェクトは、業務実施のプロセスにおいていかにカウンターパートの道路管理機材の整備能力を向上させるかが最も重要である。

このため受注者は全ての活動において、ジブチ側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。加えて、C/P の課題内容を発表する機会（意見交換会・セミナー等）を設け、C/P 内での理解促進を図ることや各整備工場の C/P と面談を行い、必要に応じて次回派遣時までの課題を設定するなどノウハウが定着するような工夫をするものとする。

6. 業務の内容

(1) ワークプラン案の作成及び確定

要請書や関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。合わせて日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討した上で現地業務開始までにワークプラン案（和文・仏文）を作成し、JICA と共有する。

現地業務開始後にワークプラン案を C/P 機関の関係者等に説明し、プロジェク

トの全体像を共有した上でワークプラン案についての協議を行い、一連の協議を経て、必要に応じてワークプランを修正した上でC/P等と合意し、ワークプランを確定する。

(2) プロジェクト事業完了報告書の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し実施運営上の工夫や課題・教訓を取りまとめる。報告書の内容についてはC/P等に説明し、合意を得た上で、JICAジブチ支所に提出すること。

(3) 既存マニュアル等の改訂

ソフトコンポーネントで作成支援した各種マニュアル、整備基準及び管理記録簿について、必要に応じて改訂する。

活動1に係る活動

(4) 道路管理機材管理データベースの活用状況の確認

機材を集中管理するバルバラ整備工場と現場の施工担当者やオペレーターが連携して機材運行記録をデータとして日々蓄積し、定期的に機材の状況について情報共有することが大切である。これまでのアスファルトプラントを含めた道路管理機材の使用状況が無償資金協力にて調達したデータベースに入力し共有されているか活用状況を確認する。無償資金協力後にADRの予算で道路管理機材を購入した場合は、これら機材もデータベースに入れ込むこと。

(5) データベース活用の技術支援

C/Pは無償資金協力のソフトコンポーネント時に策定支援した道路整備計画に合わせて整備作業を実施しているため、C/Pが稼働状況や運転時間をデータベースに適切に入力できるよう技術支援する。

活動2に係る活動

(6) 道路管理機材の維持管理サイクルやスペアパーツ調達時期の計画立案支援

C/Pが主体となってデータベースを用い、道路管理機材の点検・整備時期及びスペアパーツ交換時期を割り出し、維持管理計画を立案し、これに沿ってスペアパーツを調達できるよう専門家は支援する。

2018年12月時点で道路管理機材の走行距離が約1万kmを迎えており、メンテナンス時期を迎えていることを考慮し、第一回派遣時期には道路管理機材の状態を早期に確認し、適切に維持管理計画を立案できるよう支援すること。

活動3に係る活動

(7) オルタネーター・スタータ試験機による道路管理機材の故障診断

C/Pが主体となって工事現場にてオルタネーター・スタータ試験機による道路管理機材の故障診断が実施できるよう支援する。

(8) 移動整備車による道路管理機材の点検・整備

C/P が主体となって工事現場にて 6. (7) で得られた診断結果を基に移動整備車を用いて、道路管理機材の点検・整備が実施できるよう支援する。併せて移動整備車の使用方法・管理方法についてもトレーニングする。

(9) アスファルトプラントの点検・整備

C/P が主体となって、アスファルトプラントの点検・整備が実施できるよう支援する。併せて実際の活動計画に合わせたアスファルトプラントの使用方法・管理方法についてもトレーニングする。

活動 4 に係る活動

(10) アスファルトプラントの稼働計画の立案・実施

C/P が主体となって施工サイト条件に応じた包括的な施工計画の立案及び実施ができるよう支援する。具体的にはアスファルトプラントから整備対象道路までの運搬距離や施工面積に合わせたアスファルト生産量の計画、舗装工事における道路管理機材の配置計画、その他施工時に必要に応じ支援する。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

報告書等	時期等	言語・部数
ワークプラン	業務開始時	和文 2 部 仏文 6 部
現地業務結果報告書	各派遣時	和文 2 部 仏文 6 部
プロジェクト事業完了報告書	業務終了時	和文 3 部 仏文 7 部 CD-R 和文 2 枚 CD-R 仏文 3 枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。各報告書の記載項目（案）は、JICA と受注者で協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成支援した以下の資料を入手の上、プロジェクト事業完了報告書に添付して提出すること。

- 5. (6) で改訂した各種マニュアル、整備基準及び管理記録簿

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものにつ

いても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS (Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2019年6月に開始し、2020年6月までの13ヶ月間を一括の複数年度業務実施契約にて実施する。2019年6月から2020年6月の期間に3回の渡航を想定している。第一回派遣時期はラマダン明けの6月中下旬に約15日間想定しており、第二回派遣時期は酷暑期を避けた2019年9月頃、第三回派遣時期は2020年2月頃の派遣を想定しているが、より適切な渡航回数・渡航時期があればプロポーザルにて提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

受注者の業務量は全体で約10.5M/Mを目途とする。

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認められる。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア) 業務主任者／道路管理機材（3号）

イ) アスファルトプラント

3. 相手国の便宜供与

(1) C/Pの配置

(2) 事務所スペースの提供

(3) ソフトコンポーネント時に策定支援した道路整備計画に合わせた整備作業

4. 配布資料および閲覧資料

【配布資料】

・ジブチ国 道路維持管理機材整備計画準備調査報告書

・ジブチ国 道路維持管理機材整備計画完了届

・ジブチ国 道路維持管理機材整備計画ソフトコンポーネント完了届

5. 業務用機材

本プロジェクトでは、供与機材の調達は想定していないが、業務の実施に必要な資機材が想定される場合には、受注者は、その調達に必要な費用を本見積に計上すること。資機材の購入方法等は、「コンサルタント等契約における機材調達・管理ガイドライン」

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ_201706_guide_01.pdf) (2017年6月) に従うこと。また、資機材の

仕様については、ジブチの事情に則し、プロジェクト終了後も先方の責任で維持管理可能なものとする。

なお、本契約において供与機材を調達する場合は、受注者が輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、受注者がジブチに持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

6. 現地再委託

本プロジェクトでは現地再委託による業務は想定していない。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算の必要はない。

(2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分配慮する。現地の治安状況については、JICA ジブチ支所及びエチオピア事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同支所及び同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は現地の治安状況、移動手段等について同支所及び同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン」(<https://www2.jica.go.jp/odainfo/pdf/guidance.pdf>) (2014年10月) の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務に係る契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供に係る対価について消費税を不課税とすることを想定している。

(5) エチオピア事務所報告

本業務に関して、現地活動後の報告等でエチオピア事務所へ立ち寄ることは想定していない。

以上